◆ 第1章 策定方針

1 計画策定の目的

「小美玉市スポーツ推進計画」は、平成23年に「スポーツ振興法」を全部改正し、制定された「スポーツ基本法」に基づいた計画であり、「小美玉市総合計画」や「小美玉市教育大綱」と整合を図りつつ、本市のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

なお、平成30年3月に連携して策定した「小美玉市教育振興基本計画」、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」の3つの計画のうち、「小美玉市教育振興基本計画」が計画期間の中間年度をむかえ、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため改定するにあたり、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」においても「小美玉市教育振興基本計画(改定版)」の策定に合わせ、必要に応じて見直しを図りました。

2 計画の期間

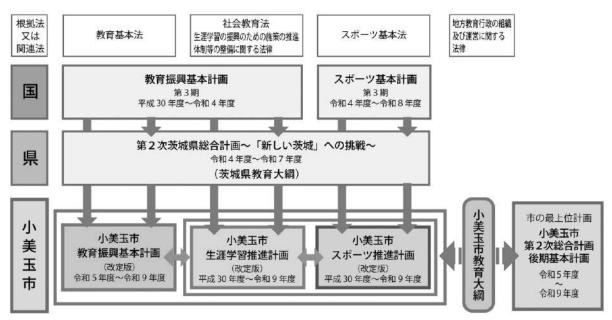
「小美玉市スポーツ推進計画」は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、必要に応じて見直しを図るものとしていることから、「小美玉市教育振興基本計画」の改定に合わせ、本計画においても令和5年度に改定版を策定しました。



*教育振興基本計画の見直し等に合わせ、必要に応じて見直しを図る

3 計画の位置づけ

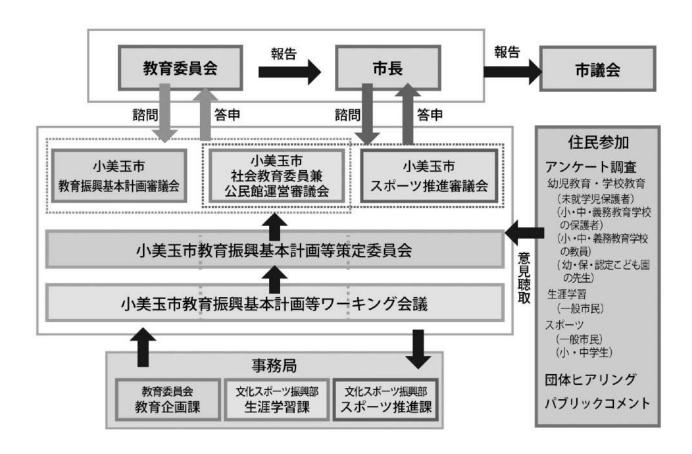
「小美玉市スポーツ推進計画(改定版)」は、「スポーツ基本計画(第3期)」、「茨城県教育大綱」の 内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」及び「小美玉市教育大綱」と整合を図りま した。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育長と関係部長で構成する「小美玉市教育振興基本計画等策定委員会」 及び関係各課職員で構成する「小美玉市教育振興基本計画等ワーキング会議」により庁内の調整を図 り、審議会において審議を進めました。

また、住民参加としてアンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、意見を聴取して各計画へ反映させました。



5 計画策定にあたっての基本的考え方

- ●本市市民のスポーツ活動の推進に係る具体的な施策・事業を示す計画として策定します。
- ●「第3期スポーツ基本計画(文部科学省)」及び「スポーツ基本計画部会(文部科学省)」などに おける方針、「茨城県教育大綱(茨城県)」及び県のスポーツ推進施策を参酌した計画とします。
- ●市民のスポーツ活動の現状、本市を取り巻く社会状勢、市民ニーズを反映し、本市の実情に合わせた計画を策定します。
- ●Society5.0 に向けたこれからの地域におけるスポーツ活動の在り方を検討し、デジタル化をソフト・ハード両面で取り入れる計画とします。
- ■スポーツにおけるSDGsへの取組を計画に盛り込みます。
- ●計画期間 10 か年の中間年の見直しであることを踏まえ、教育振興基本計画の部門別計画としての性格を踏襲しつつ、基本的な理念や計画の体系については継続するものとします。
- ●見直しにあたっては、平成30年3月策定の計画を補完する形で、スポーツを取り巻く背景や課題、 施策等の修正及び追記を行うものとします。そのため、本計画に掲載する「アンケート(児童生徒、 市民)」及び「団体ヒアリング」は、平成28年度に実施したものと、見直しにあたり、新たに実施し た令和3年度アンケート(児童生徒、市民)、令和4年度団体ヒアリングの結果を掲載しています。

6 計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とした国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められており、本市においても、SDGsに積極的に取り組んでいるところです。

本計画では、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえてスポーツ推進施策を推進していきます。

■本計画が目指すべき主なゴール









